●平成28年度　就学援助実施状況

都道府県	市町村名	部署名	電話番号	ウェブサイト	Ⅰ　平成28年度　準要保護認定基準 ア 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ 市区町村民税の非課税	ウ 市区町村民税の減免	エ 国民年金保険料の免除	オ 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ 児童扶養手当の支給	キ 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ 個人の事業税の減免	コ 固定資産税の減免	サ 学校納付金の納付状況の悪い者、または学用品、通学用品等に不自由していると思料される保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス 保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者	セ 生活福祉資金による貸付け	ソ 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に変わるもの）	タ 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）	チ 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ 市区町村民税（所得割又は均等割）課税額に一定の係数を掛けたもの	テ その他	ソ、タ又はチに○をした場合、係数（倍率）、基準模倣及び目安額 基準模倣 係数（倍率）	課税所得等の分類	基準額の時期	目安額（年額）	ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）及び目安額 係数（倍率）	目安額（年額）	テに○をした場合、その他の基準の内容	その他（補足事項等）	平成27年度要保護・準要保護就学援助率
該当団体数		46	46	30	35	33	32	31	30	33	14	14	26	28	22	18	27	24	18	7	8	0	9					0	0	8	12	46
熊本県	熊本市	教育委員会事務局　学務課	096-328-2716	http://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=255&class_set_id=3&class_id=820	○	○	○	○		○			○	○				○		○					1.25	課税所得	前々年度	287					20%未満
熊本県	八代市	八代市教育委員会学校教育課	0965-30-1673	http://www.city.yatsushiro.lg.jp/list01589.html																	○				1	その他	その他	224				【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額算定に用いる保護基準額 【基準額の時期】平成24年12月末日	20%未満
熊本県	人吉市	学校教育課	0966-22-2111		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	給与収入（税引き前）	その他	292				平成25年度当初の生活保護基準額を使用	20%未満
熊本県	荒尾市	教育振興課	0968-63-1659	http://www.city.arao.lg.jp/q/aview/186/2033.html																○					1.3	給与収入（税引き前）	その他	299				平成25年7月現在の生活保護基準額を使用。	15%未満
熊本県	水俣市	水俣市教育委員会事務局教育総務課学務係	0966-61-1636																○						1.3	給与収入（税引き前）	当該年度	393.6					15%未満
熊本県	玉名市	教育委員会事務局教育部教育総務課	0968-75-1133	http://www.city.tamana.lg.jp/	○	○	○	○	○	○			○	○				○					○								特別支援教育就学奨励費の収入額測定によって算出した金額及び非課税収入(遺族年金,障害年金等)が特別支援教育就学奨励費の需要額測定によって算出した額の1．3倍以内のとき		15%未満
熊本県	山鹿市	山鹿市教育委員会教育総務課	0968-43-1638	http://www.city.yamaga.kumamoto.jp	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1.3	課税所得	前年度	360						20%未満
熊本県	菊池市	菊池市教育委員会学校教育課	0968-25-7231		○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	3年前の年度	312						15%未満
熊本県	宇土市	宇土市教育委員会学校教育課	0964-22-6500		○	○	○	○	○	○			○	○				○		○					1.3	給与収入（税引き前）	前年度	400						20%未満
熊本県	上天草市	学務課	0969-28-3364	http://www.city.kamiamakusa.kumamoto.jp	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○						1	その他	当該年度	222					課税所得等の分類，課税所得のほか,遺族年金・障害年金等非課税所得を含む。	15%未満
熊本県	宇城市	宇城市教育委員会　教育総務課　学務係	0964-32-1907	http://www.city.uki.kumamoto.jp/q/aview/176/4063/.html	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○						1.3	課税所得	3年前の年度	287						20%未満
熊本県	阿蘇市	阿蘇市教育部教育課学務係	0967-22-5205	http://www.city.aso.kumamoto.jp/education/	○	○	○	○	○	○					○	○	○						○								（市独自の算定） 世帯総所得から世帯総控除額を差し引いて得られる額を世帯人員数で除した額が10万円未満であり,かつ,市県民税所得割額が5万円未満であること		15%未満
熊本県	天草市	学校教育課	0969-32-9002	http://www.city.amakusa.kumamoto.jp/page2033.html	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.2	課税所得	前年度	304						15%未満
熊本県	合志市	教育委員会事務局教育部学校教育課学務指導班	096-242-1230	http://www.city.koshi.lg.jp/	○																○				1	その他	その他	231				【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額算定に用いる保護基準額 【基準額の時期】平成24年12月末日	10%未満
熊本県	美里町	美里町教育委員会教育課	0964-46-2115		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○					○								特別支援教育就学奨励費補助の考え方を認定基準に準用している（保護基準の1.3倍）	準要保護の認定に「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額早見表」を利用	15%未満
熊本県	玉東町	学校教育課	0968-85-3609		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○		○					1	課税所得	前々年度	231						10%未満
熊本県	南関町	南関町教育委員会　教育課	0968-53-0201	http://www.town.nankan.lg.jp				○	○	○					○		○	○	○						0.9	課税所得	前年度	272						20%未満
熊本県	長洲町	学校教育課	0968-78-3274	http://www.town.nagasu.lg.jp	○	○	○	○	○	○					○		○		○						1.3	給与収入（税引き前）	前年度	323						15%未満
熊本県	和水町	学校教育課	0968-86-3131	http://www.town.nagomi.lg.jp/																	○		○		1	その他	その他	230				・民生委員・児童委員による生活状況調査(自宅訪問,申請者との面談)を実施して意見書を提出していただいている。 ・数値,学校長の意見及び民生委員・児童委員の意見と総合的に審査している。	【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額算定に用いる保護基準額 【基準額の時期】平成24年12月末日	10%未満
熊本県	大津町	大津町教育委員会　学校教育課	096-293-3349	http://www.town.ozu.kumamoto.jp/child/josei/enjo.html	○	○	○		○	○		○	○	○	○		○	○			○				1	その他	その他	231					【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額算定に用いる保護基準額 【基準額の時期】平成24年12月末日	10%未満
熊本県	菊陽町	菊陽町教育委員会　学務課　学務係	096-232-4918		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1	課税所得	当該年度	240						10%未満
熊本県	南小国町	教育委員会学校教育係	0967-42-0047		○	○	○	○	○	○	○		○	○				○					○								記載以外で経済的に困窮している者		20%未満
熊本県	小国町	小国町教育委員会事務局	0967-46-3317	http://www.aso-oguni.com/															○						1	その他	前年度	220					（前所得金額＋退職所得金額＋山林所得金額）－給与所得控除額	15%未満
熊本県	産山村	産山村教育委員会	0967-25-2214												○	○	○	○																10%未満
熊本県	高森町	教育委員会	0967-62-2685	http://www.town.takamori.kumamoto.jp/	○	○	○							○			○																	5%未満
熊本県	西原村	教育委員会	096-279-4424		○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○			○				1	課税所得	前年度	229						10%未満
熊本県	南阿蘇村	教育委員会	0967-67-1602		○	○	○						○	○		○	○		○				○		1	課税所得	当該年度	217			熊本地震の被害により,村民税・固定資産税が減免になった世帯		20%未満
熊本県	御船町	御船町教育委員会学校教育課	096-282-1700																				○								対象世帯の月の所得から「特別支援教育就学奨励費」の事務に用いる基準額を準用し,町教育委員会で算定した世帯当たりの月の生活費を除した数が1.0未満の者,もしくは教育委員会が必要と認めた者。		10%未満
熊本県	嘉島町	嘉島町教育委員会　学校教育課	096-237-0937	http://www.town.kashima.kumamoto.jp															○						1	課税所得	前年度	207						10%未満
熊本県	益城町	益城町教育委員会　学校教育課	096-286-3307	http://www.town.mashiki.lg.jp	○			○		○	○	○			○		○	○																15%未満
熊本県	甲佐町	甲佐町教育委員会　学校教育課	096-234-0102		○	○	○	○	○	○	○		○	○				○					○								・法令等の規定はないが,教育委員会議用の認定資料を作成する際には,改正前の生活保護基準額を参照している。 ・認定の大まかな目安としては,対象世帯の「総合計所得額が生活保護基準における最低生活費に占める割合」が130%を超える世帯で特別な事情がない場合には,準要保護として認定しないこととしている。		10%未満

都道府県	市町村名	Ⅱ 就学援助制度の実施について																		Ⅲ 平成28年度準要保護就学援助額																												
		就学援助制度の周知方法																		小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																												
		貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)										ケに○をした場合,その内容	就学援助の認定時期等							（1）項目毎の援助額																												
															【認定】					学用品費									体育実技用具費									新入学児童生徒学用品費等							
		ア 教育委員会のウェブサイトに掲載	イ 自治体の広報誌等に記載	ウ 就学案内の書類記載	エ 入学時に学校で学援助制度の書類配付	オ 毎年度始時に学校で書類配付	カ 各学校に対して書面周知	キ 教職員向け説明会実施	ク 保護者向け説明会実施	ケ その他		【基準】							実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他
		対象当該市町村数	19	19	10	34	39	35	3	3	7	7	46	6	46	1	46	46	1	1	0	5	5	5	37	37	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	3	3	3	39	39	0
熊本県	熊本市	○	○		○	○	○	○					前年度の1月		4月		有	申請書が提出されれば随時							○	15,200																	○	20,470	
熊本県	八代市	○		○	○	○	○		○				前年度の2月		4月		有	一年間（申請があった場合,その都度認定の事務処理を行う）							○	15,200																	○	20,470	
熊本県	人吉市					○	○			○		就学時健康診断時に,新入学児童保護者にチラシを配布	前年度の12月		4月		有	随時							○	13,270																			○	19,900	
熊本県	荒尾市	○	○		○	○	○	○					その他	当該年度の4から5月上旬で決定	6月下旬		有	随時							○	11,420																	○	20,470	
熊本県	水俣市		○		○	○							前年度の3月		5月初旬		有	随時							○	11,420																	○	20,470	
熊本県	玉名市	○	○		○	○							前年度の12月		5月初旬		有	随時。追加認定は1月末申請までとする。							○	11,420																	○	20,470	
熊本県	山鹿市			○	○	○	○						前年度の12月		5月初旬		有	毎月1日付けで認定							○	11,420										○							○	20,470	
熊本県	菊池市		○		○	○	○						前年度の12月		6月中旬		有	申請があった時に随時行う。（認定になった場合,申請月の翌月分から支給）							○	11,420																	○	20,470	
熊本県	宇土市	○	○		○	○							前年度の2月		4月		有	随時認定							○	11,420																	○	20,470	
熊本県	上天草市	○	○		○	○	○						前年度の12月		6月下旬		有	毎月下旬,随時。2月申請分まで。							○	11,420																	○	20,470	
熊本県	宇城市	○	○	○	○	○	○						前年度の3月		4月		有	毎月							○	11,420																	○	20,470	
熊本県	阿蘇市	○			○	○	○	○					前年度の11月		6月中旬		有	学期単位				○	13,270	13,270																○	19,900	19,900			
熊本県	天草市	○	○		○	○	○			○		新小学1年生の保護者に対して,入学通知書と併せて周知文書を発送	前年度の3月		5月初旬	入学予定者への支給（入学前支給）に係る分は前年度の3月	有	随時。ただし,追加認定は1月末申請分までとする。									○																	○	19,900	
熊本県	合志市	○			○	○	○						前年度の12月		6月下旬		有	申請があれば随時追加認定しています。							○	11,420																	○	20,470	
熊本県	美里町				○	○	○						前年度の3月		4月		有	申請時の月末,随時受付							○	11,420																	○	20,470	
熊本県	玉東町					○	○			○		体験入学時に説明	前年度の3月		6月中旬		有	保護者からの申請時期により随時							○	11,420																	○	20,470	
熊本県	南関町				○	○							前年度の3月		4月		有	随時　12月末まで							○	5,710																	○	10,235	
熊本県	長洲町			○	○	○	○						前年度の3月		6月下旬		有	随時				○	15,220	15,220																			○	20,470	
熊本県	和水町					○	○						前年度の3月		7月		有	随時							○	11,420																	○	20,470	
熊本県	大津町	○			○	○	○						前年度の3月		6月中旬		有	随時							○	12,970																	○	20,470	
熊本県	菊陽町				○	○							前年度の3月		6月中旬		有	随時。							○	11,420																	○	20,470	
熊本県	南小国町				○	○							その他	認定基準は年度ごとの見直しは行っていない。必要に応じて見直しを行う。	6月下旬		有	申請書受付,書類審査後の教育委員会開催日							○	11,400																	○	19,900	
熊本県	小国町	○	○	○		○	○						前年度の12月		4月		有	随時							○	11,420		○		0													○	20,470	
熊本県	産山村			○	○		○		○				前年度の1月		4月		有	随時							○	2,230																	○	11,420	
熊本県	高森町			○		○	○		○				前年度の2月		5月初旬		有	6月上旬																											
熊本県	西原村				○	○	○						前年度の12月		6月下旬		有	随時							○	11,420																	○	20,470	
熊本県	南阿蘇村			○	○	○							前年度の12月		6月下旬		有	随時							○	11,420																	○	18,240	
熊本県	御船町				○	○	○						その他	特別支援教育就学奨励費に係る需要額算定の見草案がでた次第。	6月初旬		有	随時							○	11,420																	○	20,470	
熊本県	嘉島町				○	○	○						その他	4月決定　審議の規定による（※世帯全員の所得合計額が法に規定する基準額の1．0倍の額を基礎とし,民生委員等の意見を聴いて決定する。）	4月		有	随時	○	14,780																		○	19,900						
熊本県	益城町	○				○	○						前年度の1月		7月		有	随時。　締切は,当該年度の末日							○	11,420																	○	20,470	
熊本県	甲佐町		○		○	○	○			○		年度初めに1回,民生委員・児童委員へ説明	前年度の12月		6月下旬		有	随時認定							○	11,420																	○	20,470	

都道府県	市町村名	通学用品費									通学費								修学旅行費								校外活動費(宿泊を伴わないもの)								校外活動費(宿泊を伴うもの)								クラブ活動費							
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他
該当団体数		0	0	0	1	1	1	21	21	2	6	6	0	2	2	2	0	0	2	22	22	0	17	17	17	4	4	2	0	0	0	11	11	11	11	11	0	5	5	0	16	16	16	2	2	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1
熊本県	熊本市										○	8,585								○	19,508																	○	5,083															
熊本県	八代市																			○	21,000																	○	2,000															
熊本県	人吉市																						○	20,300	20,109																○	3,470	3,207											
熊本県	荒尾市							○	2,230					○	39,290	39,290							○	21,490	21,490										○	1,570					○	3,620	3,620											
熊本県	水俣市							○	2,230											○	20,000														○	1,570		○	1,000															
熊本県	玉名市							○	2,230														○	21,490	21,490										○	1,570					○	3,620	3,620									○	2,100	
熊本県	山鹿市							○	2,230										○				○	21,490	17,487							○	1,570	1,331						○	3,620	1,395											○
熊本県	菊池市							○	2,230		○	0								○	18,606											○	1,550	1,485						○	3,570	594											
熊本県	宇土市							○	2,230		○	18,893											○	21,490	21,490							○	1,570	1,533						○	3,620	2,192											
熊本県	上天草市							○	2,230											○	22,000											○	1,570	1,550						○	3,620	3,570											
熊本県	宇城市							○	2,230					○	39,290	0							○	21,490	19,843							○	1,570	1,451						○	3,620	715											
熊本県	阿蘇市																						○	20,600	20,600																											
熊本県	天草市									○										○	18,658																																	
熊本県	合志市							○	2,230										○				○	21,490	18,256							○	1,570	1,159						○	3,620	923						○	2,710	1,298			
熊本県	美里町							○	2,230		○	32,000								○	22,200														○	1,570					○	3,620	990											
熊本県	玉東町							○	2,230														○	21,190	21,180																		○	3,570										
熊本県	南関町							○	1,115														○	10,595	10,595										○	785							○	1,810										
熊本県	長洲町																						○	21,180	21,180																											
熊本県	和水町							○	2,230														○	21,490	15,950							○	1,570	311						○	3,620	3,570											
熊本県	大津町									○										○	21,190																	○	3,570															
熊本県	菊陽町							○	2,230											○	16,421											○	1,550	1,391						○	3,570	1,715											
熊本県	南小国町																			○	20,000																																	
熊本県	小国町							○	2,230		○	0								○	18,136														○	1,570					○	3,620	0											
熊本県	産山村																			○	25,250																																	
熊本県	高森町																											○																										
熊本県	西原村																									○	20,880								○	1,550																			
熊本県	南阿蘇村							○	2,230											○	15,000														○	1,550																			
熊本県	御船町																						○	21,490	18,500																													
熊本県	嘉島町																			○	20,466																																	
熊本県	益城町							○	2,230											○	20,600														○	1,570																			
熊本県	甲佐町							○	2,230		○	6,580								○	17,986														○	1,570		○	3,570															

都道府県	市町村名	生徒会費								PTA会費									家庭学習費（参考書等購入費）									（2）補足事項　その他に○をした場合,費目毎の援助額の内容。その他補足事項
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
該当団体数		0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	1	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	26
熊本県	熊本市																												27年度実績額を計上 校外活動費については,学用品費に含まれる。 学用品費：1年を除く(84.4%)
熊本県	八代市																												平成28年度予算計上額にて記入。 〔学用品費〕1年：12,990円,2～6年：15,220円　〔通学費〕実績なし 〔修学旅行費〕6年生を記入。該当学年3～5年と6年の支給割合は2：8
熊本県	人吉市																												学用品費：1年生11,100円,その他の学年13,270円 修学旅行費：平成27年度実績額（小数点以下四捨五入） 校外活動費：平成27年度実績額（小数点以下四捨五入）
熊本県	荒尾市																												支給平均額については,平成28年度予算に計上した単価を記入。
熊本県	水俣市																												支給平均額は,28年度予算に計上した単価
熊本県	玉名市																○	3,000											
熊本県	山鹿市									○									○									○	・体育実技用具費,通学費,クラブ活動費,生徒会費,PTA会費,家庭学習費の支給実績なし ・修学旅行費,校外活動費の平均支給額は平成27年度実績額
熊本県	菊池市																												・通学費,修学旅行費,校外活動費の支給平均額は27年度支給実績より算出（支給総額÷支給人数） ・通学費,校外活動費（宿泊費）は26年度も27年度実績なし
熊本県	宇土市																												
熊本県	上天草市																												修学旅行費・校外活動費(宿泊を伴わないもの)・校外活動費(宿泊を伴うもの)の支給平均額については,執行見込額による記入が困難なため,28年度の予算に計上した単価により記入。
熊本県	宇城市																												・平成27年度の実績により記入 ・通学費は,平成27年度の実績がない。
熊本県	阿蘇市																												
熊本県	天草市																												・学用品費及び通学用品費は「学用品費等」としてまとめて一定額を支給。支給額は小学1年生は年額12,610円,小学2～6年生は年額14,780円。 ・修学旅行費については,平成28年度予算に計上した単価。
熊本県	合志市													○	3,380	2,851													通学費：本人の障がいにより送迎が必要と学校長が認める場合のみ支給：8円/km×自宅と学校間の距離（往復）×出席日数。 修学旅行費・校外活動費・クラブ活動費・PTA会費の平均額は平成27年度の実績額。
熊本県	美里町																												校外活動費(宿泊を伴うもの)の支給平均額については,27年度実績額とする。
熊本県	玉東町																												
熊本県	南関町																○	1,690											
熊本県	長洲町																												
熊本県	和水町																												修学旅行費及び校外活動費につきましては,平成27年度実績分を記入。
熊本県	大津町																												通学用品費については2～6年　2，230円
熊本県	菊陽町																												修学旅行費,校外活動費については,平成27年度実績額の平均値による。
熊本県	南小国町																												学用品費　1年生　9,600円（14.3%）　2～6年生　11,400円（85.7%） ※　割合は,27年度実績による。
熊本県	小国町																												
熊本県	産山村																												
熊本県	高森町																												・修学旅行費は児童生徒負担分の2分の1援助（一人当たり平均9,000円,平成28年度予算計上額） ・学用品費の支給なし
熊本県	西原村																												
熊本県	南阿蘇村																												
熊本県	御船町																												
熊本県	嘉島町																												上記支給平均額はH27実績より
熊本県	益城町																												
熊本県	甲佐町																												・修学旅行費および校外活動費（宿泊を伴うもの）については,実費の確定後に支給額が確定するので,現段階では前年度の実績をもとに積算 ・震災の影響によりシャトルバスの保護者負担が変更となったため,通学費についても前年度の実績をもとに積算

| 都道府県 | 市町村名 | 2. 中学校の就学援助の額の単価（一人当たり年間支給額） | | |

都道府県	市町村名	校外活動費(宿泊を伴わないもの)									校外活動費(宿泊を伴うもの)									クラブ活動費									生徒会費									PTA会費									家庭学習費(参考書等購入費)									(2)補足事項 その他に○をした場合,費目毎の援助額の内容。その他補足事項
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
該当団体数		0	0	0	11	11	11	10	10	0	5	5	0	17	17	17	3	3	6	0	0	0	1	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1	1	1	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	27
熊本県	熊本市										○	5,725																																													27年度実績額を計上 校外活動費については,学用品費に含まれる。 学用品費：1年を除く(68.1%)
熊本県	八代市										○	2,500																																													平成28年度予算計上額にて記入。 【学用品費】1年生：24,590円,2・3年生：26,820円 【校外活動費】1年生を記入。該当学年1・3年生の支給割合は9：1
熊本県	人吉市													○	5,840	3,492																																							学用品費：1年生21,700円　その他の学年23,870円 修学旅行費：平成27年度実績額（小数点以下四捨五入） 校外活動費：食事代実費,平成27年度実績額(小数点以下四捨五入)
熊本県	荒尾市							○	2,270					○	6,100	6,100																																							支給平均額については,平成28年度予算に計上した単価を記入。
熊本県	水俣市							○	2,270		○	2,000																																											支給平均額は,28年度予算に計上した単価
熊本県	玉名市							○	2,270					○	6,100	6,100												○													○	480						○	3,000									クラブ活動費 文化部　6,000円 体育部　21,000円
熊本県	山鹿市				○	2,270	0							○	6,100	3,271												○															○							○						○	・体育実技用具費,通学費,クラブ活動費,生徒会費,PTA会費,家庭学習費の支給実績なし ・修学旅行費:校外活動費の平均支給額は平成27年度実績額
熊本県	菊池市				○	2,240	0							○	6,010	4,122																																							・通学費,修学旅行費:校外活動費(宿泊あり)の支給平均額は27年度支給実績より算出(支給総額÷支給人数) ・通学費,校外活動費(宿泊費)は27年度実績なし
熊本県	宇土市													○	6,100	3,343																																							
熊本県	上天草市				○	2,270	2,240							○	6,100	6,010																																							修学旅行費・校外活動費(宿泊を伴わないもの)・校外活動費(宿泊を伴うもの)の支給平均額については,執行見込額による記入が困難なため,28年度の予算に計上した単価により記入。
熊本県	宇城市				○	2,270	0							○	6,100	382																																							・平成27年度の実績により記入 ・通学費及び校外活動費(宿泊を伴わないもの)は,平成27年度の実績がない。
熊本県	阿蘇市																																																								
熊本県	天草市																																																							・学用品費及び通学用品費は「学用品費等」としてまとめて一定額を支給。支給額は中学1年生は年額23,880円,小学2～6年生は年額26,050円。 ・修学旅行費については,平成28年度予算に計上した単価。
熊本県	合志市				○	2,270	730							○	6,100	4,446							○	29,600	11,168																			○	4,190	2,761									通学費:本人の障がいにより送迎が必要と学校長が認める場合のみ支給:8円/km×自宅と学校間の距離(往復)×出席日数。 修学旅行費・校外活動費・クラブ活動費・PTA会費の平均額は平成27年度の実績額。
熊本県	菊陽町							○	2,270					○	6,100	1,960																																							校外活動費(宿泊を伴うもの)の支給平均額については,27年度実績額とする。
熊本県	玉東町							○	2,240								○	6,010																																						
熊本県	南関町							○	1,135								○	3,050																													○	2,095								
熊本県	長洲町																																																							
熊本県	和水町				○	2,270	1,800							○	6,100	4,066																																							修学旅行費及び校外活動費につきましては,平成27年度実績分を記入。
熊本県	大津町										○	6,010																																												通学用品費　2～3年　2，230円
熊本県	菊陽町				○	2,240	0							○	6,010	3,487																																							修学旅行費:校外活動費については,平成27年度実績額の平均値による。 宿泊を伴う校外活動費については実績無し。
熊本県	南小国町																																																							学用品費　1年生　18,000円(30.4%)　2、3年生　19,800円(69.6%) ※　割合は27年度実績による。
熊本県	小国町							○	2,270					○	6,100	0																																							※校外活動費(宿泊を伴うものは震災のため該当なし
熊本県	産山村																																																							
熊本県	高森町																																																						・修学旅行費は生徒負担分の2分の1を援助(一人当たり平均30,000円,平成28年度予算計上額) ・学用品費の支給なし
熊本県	西原村																○	6,010																																						
熊本県	南阿蘇村							○	2,240																																															
熊本県	御船町																																																							
熊本県	嘉島町																																																						上記支給平均額はH27実績より
熊本県	益城町							○	2,270																																															
熊本県	甲佐町							○	2,270		○	3,910																																												修学旅行費および校外活動費(宿泊を伴うもの)については,実費の確定後に支給額が確定するので,現段階では前年度の実績をもとに積算

都道府県	市町村名	部署名	電話番号	ウェブサイト	Ⅰ　平成28年度　準要保護認定基準 ア 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ 市区町村民税の非課税	ウ 市区町村民税の減免	エ 国民年金保険料の免除	オ 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ 児童扶養手当の支給	キ 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ 個人の事業税の減免	コ 固定資産税の減免	サ 学校納付金の納付状況の悪い者、給食費、教育費が悪いまたは学用品、通学用品等に不自由していると思われる保護者の生活状態がきわめて悪い認められるもの	シ 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス 保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者	セ 生活福祉資金による貸付け	ソ 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）	タ 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）	チ 特別支援教育就学奨励費の需要認定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ 市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ その他	ソ，タ又はチに○をした場合，係数（倍率），基準模倣及び目安額				ツに○をした場合，市町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）及び目安額		チに○をした場合，その他の基準の内容	その他（補足事項等）	平成27年度要保護・準要保護就学援助率
																							係数（倍率）	基準模倣 課税所得等の分類	基準額の時期	目安額（年額）	係数（倍率）	目安額（年額）			
熊本県	山鹿市	教育委員会　学校教育課	0867-72-0443	http://www.town.kumamoto-yamato.lg.jp	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○			○			1	その他	その他	240					【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額算定に用いる保護基準額 【基準額の時期】平成24年12月末日	15%未満
熊本県	氷川町	氷川町教育委員会学校教育課学校教育係	0965-62-3313	http://www.hikawacyou.hinokuni-net.jp/															○					1	課税所得	前年度	175						10%未満
熊本県	芦北町	教育課	0966-87-1171	http://www.ashikita-t.kumamoto-sign.jp/																○				1	課税所得	前年度	231						15%未満
熊本県	津奈木町	津奈木町教育委員会	0966-78-5400	http://www.town.tsunagi.lg.jp	○	○	○	○	○	○				○			○	○		○				1.3	給与収入（税引き前）	前年度	350						15%未満
熊本県	錦町	教育振興課	0966-38-4450	http://www.nishiki-machi.com/	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	給与収入（税引き前）	前年度	261						10%未満
熊本県	多良木町	多良木町教育委員会教育振興課学校教育係	0966-42-1266		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○				○			1.1	その他	その他	242					【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額算定に用いる保護基準額 【基準額の時期】平成24年12月末日	10%未満
熊本県	湯前町	湯前町教育課	0966-43-2050		○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○																10%未満
熊本県	水上村	水上村教育委員会	0966-44-0333	http://www.vill.mizukami.lg.jp/	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○		○					1.3	課税所得	前年度	193						15%未満
熊本県	相良村	教育委員会　学校教育係	0966-35-1039		○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○				○			1.1	給与収入（税引き前）	前年度	265						10%未満
熊本県	五木村	五木村教育委員会　教育課	0966-37-2266	http://www.vill.itsuki.lg.jp	○	○	○			○									○					1.3	課税所得	前年度	209					基本的に係数は1倍とし、その他支援を受けている場合は1．5倍まで加算する。	10%未満
熊本県	山江村	山江村教育委員会学校教育係	0966-23-3604	http://www.vill.yamae.lg.jp/	○	○	○	○	○	○			○	○			○					○								災害や長期療養など特別な事情がある場合		15%未満
熊本県	球磨村	教育課	0966-32-1117	http://www.kumamura.com/	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															10%未満
熊本県	あさぎり町	あさぎり町教育委員会	0966-45-7226	http://www.asagiri-town.net/	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3	給与収入（税引き前）	前年度	287						10%未満
熊本県	苓北町	教育委員会	0969-35-2111	http://reihoku-kumamoto.jp/syuugakuhiyouenjo/	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																10%未満
熊本県	氷川町及び八代市中学校組合	氷川町教育委員会　学校教育課　学校教育係	0965-62-3313	http://www.hikawacyou.hinokuni-net.jp/															○					1	課税所得	前年度	175						20%未満

都道府県	市町村名	Ⅱ　就学援助制度の実施について																		Ⅲ　平成28年度準要保護就学援助額																																					
		就学援助制度の周知方法																		小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																					
		貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)										ケに○をした場合,その内容	就学援助の認定時期等							（1）項目毎の援助額																																							
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ			【基準】		【認定】					学用品費										体育実技用具費										新入学児童生徒学用品費等													
		教育委員会のウェブサイトに掲載	自治体の広報誌等に記載	就学案内の書類記載	入学時に学校で就学援助制度の書類配付	毎年度進級時に学校で書類配付	各学校に対して書面周知	教職員向け説明会実施	保護者向け説明会実施	その他			次年度認定基準の時期	その他	当該年度・当初の認定時期	その他	当該年度・追加認定の有無	当該年度・追加認定の時期	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他
熊本県	山都町	○	○	○	○	○	○			○	町の民生委員会議に年1回担当者が出向き説明（制度の周知と申請時の茶見書記載について依頼）		前年度の12月		6月初旬		有	随時							○	11,100																							○	19,900	
熊本県	氷川町				○	○	○						前年度の11月		6月下旬		有	随時							○	15,200																					○	20,470	
熊本県	芦北町		○		○		○						前年度の3月		5月初旬		有	申請があり次第,随時				○	11,420	11,420																						○	20,470	20,470			
熊本県	津奈木町	○	○		○								前年度の11月		4月		有	・新入学児童のみ4月末の認定 ・申請に応じて随時変更,追加認定を行っている。							○	11,420																							○	20,470	
熊本県	錦町				○	○	○			○	入学前の就学時健診の際に保護者へ制度に関する書類配付し説明		前年度の3月		5月中旬		有	随時							○	12,100																							○	16,300	
熊本県	多良木町		○				○						その他	平成20年に決定した認定基準を変更していないため,特に次年度認定基準の決定時期はない。	6月下旬		有	申請後,直後に開催される教育委員会会議において認定。							○	11,100																							○	19,900	
熊本県	湯前町		○										前年度の3月		4月		有	申請時に随時				○	14,780	14,780																						○	19,900	19,900			
熊本県	水上村	○	○			○	○			○	新入生体験入学の際に資料を配付してもらい,学校より制度を説明		その他	毎年変更は行っていない	4月		有	随時受付							○	14,780																							○	19,900	
熊本県	相良村		○										前年度の1月		5月中旬		有	随時							○	11,100																					○	19,900	
熊本県	五木村				○	○	○						前年度の3月		5月中旬		有	特になし,申請に応じ							○	12,200																					○	19,900	
熊本県	山江村	○			○	○	○						前年度の1月		4月		有	随時（学期ごと）							○	9,600																								
熊本県	球磨村			○		○	○						前年度の1月		4月		有	申請の都度							○	14,780																					○	19,900	
熊本県	あさぎり町	○	○				○						前年度の3月		3月		有	追加申請があった月の下旬				○	11,420	8,418																						○	20,470	
熊本県	苓北町	○			○	○	○						前年度の3月		4月		有	申請書提出日の翌月1日							○	11,420																					○	20,470	
熊本県	氷川町及び八代市中学校組合				○	○	○						前年度の11月		6月下旬		有	随時																																

都道府県	市町村名	通学用品費									通学費									修学旅行費									校外活動費(宿泊を伴わないもの)									校外活動費(宿泊を伴うもの)									クラブ活動費								
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他
熊本県	山鹿町																						○	20,600	18,001																															
熊本県	氷川町																			○	20,000											○	1,510	1,510								○	3,470	3,470											
熊本県	芦北町				○	2,230	2,230													○	20,000											○	1,550	1,550								○	3,570	0											
熊本県	津奈木町							○	2,230														○	21,490	21,490							○	1,570	1,570								○	3,620	3,620											
熊本県	錦町																						○	14,500	14,500																													
熊本県	多良木町																						○	20,600	18,000																													
熊本県	湯前町																			○	50,000																																			
熊本県	水上村																									○	8,000																													
熊本県	相良村							○	2,170																	○	15,000																													
熊本県	五木村																											○																													
熊本県	山江村																			○	14,800																																			
熊本県	球磨村																									○	17,000																													
熊本県	あさぎり町																			○	19,190																																			
熊本県	苓北町							○	2,230											○	21,190																																			
熊本県	氷川町及び八代市中学校組合																																																							

都道府県	市町村名																													(2)補足事項　その他に○をした場合,費目毎の援助額の内容。その他補足事項
		生徒会費									PTA会費								家庭学習費(参考書等購入費)											
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
熊本県	山都町																													
熊本県	氷川町																													
熊本県	芦北町																													校外活動費(宿泊を伴うもの)は予算はあるが,実績なし
熊本県	津奈木町																													
熊本県	錦町																													
熊本県	多良木町																													学用品費　11,100円　　対象学年(2～6年)　　対象学年割合　88%
熊本県	湯前町																													
熊本県	水上村																													・修学旅行費が前年と比べて減となっているが,今年度より保護者負担額が表記している額に変更となったため金額が減ってきている。
熊本県	相良村																													
熊本県	五木村																													修学旅行費:修学旅行は2年に1回実施 全児童生徒に対し実費の2/3を村事業により補助 さらに,就学援助対象者には残りの1/3を補助
熊本県	山江村																													修学旅行費・・保護者負担の90%以内
熊本県	球磨村																													学用品費:　1年　12,610円　　2～6年　14,780円
熊本県	あさぎり町																													
熊本県	苓北町																													修学旅行費については,平成28年度予算に計上した単価
熊本県	氷川町及び八代市中学校組合																													

2. 中学校の就学援助の額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）費用毎の援助額

都道府県	市町村名	学用品費									体育実技用具費									新入学児童生徒学用品費等									通学用品費									通学費									修学旅行費							
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他
熊本県	山鹿町							○	21,700																	○	22,900																							○	55,700	55,700			
熊本県	氷川町							○	26,790																	○	23,550																				○	61,000							
熊本県	芦北町				○	22,320	22,320																○	23,550	23,550							○	2,230	2,230														○	61,300							
熊本県	津奈木町							○	22,320																	○	23,550								○	2,230															○	57,590	57,590			
熊本県	錦町							○	21,400																	○	18,800																							○	35,000	35,000			
熊本県	多良木町							○	21,700																	○	22,900																							○	55,700	55,700			
熊本県	湯前町				○	26,050	26,050																○	22,900	22,900																							○	50,000						
熊本県	水上村							○	26,050																	○	22,900																											○	30,000		
熊本県	相良村							○	21,700																	○	22,900								○	2,170																			○	55,000		
熊本県	五木村							○	23,870																	○	22,900																														○
熊本県	山江村							○	13,200																	○	23,550																				○	38,700							
熊本県	球磨村							○	26,050																	○	22,900																											○	30,000		
熊本県	あさぎり町				○	22,320	13,232																			○	23,550																				○	47,290							
熊本県	苓北町							○	22,320																	○	23,550								○	2,230														○	57,290							
熊本県	氷川町及び八代市中学校組合							○	26,790																	○	23,550																				○	70,000							

都道府県	市町村名	校外活動費(宿泊を伴わないもの)									校外活動費(宿泊を伴うもの)									クラブ活動費									生徒会費									PTA会費									家庭学習費(参考書等購入費)									(2)補足事項 その他に○をした場合,費目毎の援助額の内容。その他補足事項
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
熊本県	山鹿町																																																								
熊本県	氷川町				○	2,180	0							○	5,840	5,500																																										
熊本県	芦北町				○	2,240	0							○	6,010	0																																										校外活動費(宿泊を伴うもの)は予算はあるが,実績なし 校外活動費(宿泊を伴わないもの)は予算はあるが,実績なし
熊本県	津奈木町				○	2,270	2,270							○	6,100	6,100																																										
熊本県	錦町																																																								
熊本県	多良木町																																																								学用品費　21,700円　　対象学年（2～3年）　対象学年割合　68%
熊本県	湯前町																																																								
熊本県	水上村																																																								
熊本県	相良村																																																								
熊本県	五木村																																																								修学旅行費:修学旅行は2年に1回実施 全児童生徒に対し実費の2/3を村事業により補助 さらに,就学援助対象者には残りの1/3を補助
熊本県	山江村																																																								修学旅行費・・保護者負担の90%以内
熊本県	球磨村																																																								学用品費：1年　23,880円　　2・3年　26,050円
熊本県	あさぎり町																																																								
熊本県	苓北町																																																								修学旅行費については,平成28年度予算に計上した単価
熊本県	氷川町及び八代市中学校組合				○	2,180	0							○	5,840	5,500																																										